科研費

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 15 日現在

機関番号: 12601 研究種目: 基盤研究(C) 研究期間: 2011~2014

課題番号: 23530359

研究課題名(和文)国際金融危機対応としてのPSI(民間セクター関与)と資本流出規制

研究課題名(英文) PSI and capital outflow restrictions as unconventional tools for the resolution of international financial crises

研究代表者

荒巻 健二(Aramaki, Kenji)

東京大学・総合文化研究科・教授

研究者番号:90295056

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文):資本フローの急激な逆転による国際金融危機に対し非伝統的な措置(PSI(民間セクター関与(典型的には融資残高維持)及び資本流出規制)がとられた5つの事例(PSI事例 4 (韓国、ブラジル、トルコ、中東欧(ヴィエナ・イニシャティブ))、資本流出規制事例1(アイスランド))の調査・分析により、これらの措置が効果的に実施される場合には、資本流出の抑制ないし為替レートの安定化に大きく寄与し、実体経済への悪影響の抑制に貢献しうること等の示唆が得られた。同時に今後資本の自由な移動を定める先進諸国の経済枠組みと特に開放的な先進小国によるリスク制御の措置との調整が重要な課題となることが示唆された。

研究成果の概要(英文): The analysis of five cases involving unconventional measures (i.e., the Private Sector Involvement (PSI) (typically, the maintenance of credit exposures to crisis countries) and capital outflow restrictions) to cope with international financial crises triggered by an abrupt capital flow reversal (cases composed of four PSI cases in Korea, Brazil, Turkey and the Central and Eastern European countries ("Vienna Initiative")) and one capital outflow restriction case in Iceland) have given implications such that these unconventional measures, if implemented effectively, can contribute to reducing capital outflows and stabilizing currency, and thereby help mitigate negative effects of the crisis on the real economy. It is also suggested that it will be an important task to reconcile the economic framework for the advanced economies which embraces the principle of free flow of capital and the risk control measures that may be adopted, particularly by small open advanced economies.

研究分野: 国際金融

キーワード: PSI 民間セクター関与 資本流出規制 国際金融危機

1.研究開始当初の背景

現在、国際社会は、資本フローの急激な逆 転による国際金融危機(資本収支危機)に対 する実効的な解決手段を有していない。危機 国による経済調整と国際金融支援の組合せ により市場の confidence を回復し、資本フロ - の安定化を図るという現在のアプローチ は、市場の confidence という不確実なものを 政策のターゲットとする点で大きな不安定 性を内包し、confidence が回復しない場合に は、危機の深刻化、他国への伝染(contagion) が大きな問題となる。資本フローの不安定性 が危機の根源にあるとすれば、資本フローに 直接的にアドレスしない限り、実効的な危機 解決は困難であり、資本収支危機解決のため、 民間セクター関与 (Private Sector Involvement:以下、PSI)(典型的には融資 残高の維持)又は資本流出規制といった非伝 統的な措置が観察されるようになったのは 当然と言える。1990 年代後半以降を見ると そうした政策的な試みは数少ないものであ ったが、2008-09年の世界金融危機への対応 として新たにいくつかの非伝統的な危機解 決策が欧州において採用されることとなり、 こうした措置が危機解決にどのような役割 を果たしたのか、今後の実効的な危機対応の あり方にどのような示唆を与えるか等は重 要な検討課題となった。

2.研究の目的

本研究は、こうした現状を踏まえ、近年の 国際金融危機に際し試みられた主要な非伝 統的な政策措置の事例について調査し、これ らの措置がどのようなプロセスを経て発動 され、危機解決にどのような役割を果たした か、将来に向けどのような示唆を与えるか等 を明らかにすることを目的とした(Bond の リストラ及びそれに関連したBond への支払 い停止は、今回の研究の対象ではない)。

3.研究の方法

調査対象は、個別国に係る PSI として韓国(1997-98 年) プラジル(1998-99 年) トルコ(2000-02 年)の 3 事例、複数の国をカバーする PSI として中東欧 (Vienna Initiative:以下、VI))(2008-09 年)の 1 事例、資本規制については近時の事例であるアイスランド(2008 年-)の1 事例、合計5つの事例とした。調査手法は、個別国 PSI については、 IMF Board paper など IMF Archives の資料による調査を主体とし、VI 及びアイスランドについては、関係機関の公開資料とインタビューによる調査を主体とした。

4. 研究成果

調査対象とした非伝統的措置の5つの事例 (下表)における、かかる措置の発動の背景 とプロセス、観察された効果は次の通りであ る。

調査対象事例(5例)の概要

韓国 (1997-98 年)	ブラジル (1998-99 年)	トルコ (2000-02 年)	中東欧(ヴィエナ・イニシャティブ VI) (2008-09年)	アイス ランド (2008 年-)
米導 生 は な に は の よ rollover 合 き で の よ の の よ の の の の の の の の の の の の の	ブ政請たよ的 ラ府を銀る vollover 合意	ト府を銀る いの受行自 でollover 合意	銀出のミ背た関 (EIMに no al al a rollower) にいる	アラ中ガラ(公外則よ本規イン銀イイ後式為)る流制スドのドンにの規に資出

(1) 韓国ケース(米国主導の国際協調 rollover)

97-98 年に行われた韓国への外国銀行融資の rollover 及び償還期間長期化の試みは、PSI のリーディングケースである。97 年 12 月初めのクォータの 20 倍近い巨額の IMF融資決定にも関わらず、市場の confidence は回復せず債務不履行懸念が高まる中、97 年 12 月下旬、米国に主導されたと見られる国際的な協調の下、債権者銀行の母国の監督当局による銀行への強い説得作業が行われた。その結果、銀行が有する短期債権について 12 月~1 月にかけ一時的な rollover、更に 3 月により長い債権への転換が実現した。この結果、為替レート安定に劇的な効果があり、韓国は債務不履行を免れ、早期の回復に向かうこととなった。

(2) ブラジル及びトルコケース(危機国単独の自発的 rollover)

(a) ブラジルについては、98年夏のロシア 危機を受け激しい資本流出が発生し、11月半 ばには IMF 等の国際機関および先進国から の大規模金融支援が決定された。ブラジル政 府はその直後に自発的 rollover の働きかけを 開始し、翌 99年3月にはブラジルへのエク スポージャーの 80%超を代表する銀行から 99年2月末時点の残高を今後6か月維持す るとの自発的な公開書面(個別銀行名入り) でのコミットを受領した。その後の残高維持 は概ね良好で(1月、2月は相当に資本流出)、 ブラジル政府は、99年8月末の合意期切れに 際し更新を要請せず、市場との関係正常化を 図った。

(b)トルコについては、2000年11月及び2月に金融危機が発生し、既に99年に締結していたIMF融資の増額を、2000年12月及び2001年5月の2度にわたり行ったが、トルコ政府は2000年12月前半にrollover働き

かけを開始、2000 年 12 月及び 2001 年 6 月 に銀行より残高の維持ないし回復の自発的な合意を得た。しかしながら、2001 年に満期を迎えた元本額の rollover 率は 50%と不満足な結果に終わり、合意の期限切れとともにトルコ政府はその更新を断念した。IMF 理事会では、自発的なアプローチが機能しない場合の選択肢について多くの理事と IMF 事務局との間に強い意見の対立があり、更に国政府のより強い関与を求めるトルコ政府とIMF の考えに先進国政府は強く反発している。

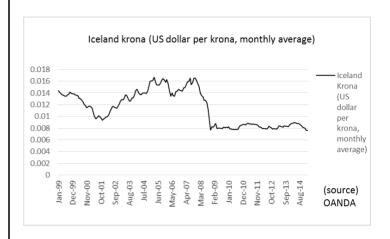
両ケースともに、IMF 融資ないしその増額 承認後、固定相場制から変動相場制への移行 を余儀なくされており、為替レート安定化効 果は明瞭でない。資本フローについては、ブ ラジルでは大きな流出は rollover の合意前に 既に進行し、トルコでは rollover 合意後に発 生(それまでは流入)しており、単純な比較 は困難である。

(3) 複数国 PSI (EBRD 主導の VI)

VI は、国際機関 (EBRD 等)が主導し、銀行の rollover コミットが IMF 融資の前提となる融資要請国の政策パッケージに盛り込まれたほぼ初めての事例である。2008 年 9 月のリーマン・ブラザース破綻後、新興欧州諸国から資本が流出する中、EBRD 等の州諸国から資本が流出する中、EBRD 等の場所を巻き込んだ協調的行動が形成され、その中で銀行は残高の維持に公に合意し、それは借入国の政策パッケージに盛り込まれた。その結果、VI 対象 5 か国の銀行への BIS 報告銀行の融資・預金残高の危機時におけであり、VI は資本流出の抑制に寄与したと評価されている。

(4) アイスランドケース (開放的先進小国の 資本流出規制)

このケースは、開放的な先進小国が危機対 応として包括的な資本流出規制を活用した 事例である。リーマン・ブラザースの破綻後 の金融市場の不安定化の中で、アイスランド の銀行は資金調達が困難となり、2008年10 月初旬には同国の銀行システムの 85%を占 める3大銀行は相次いで破綻し、ほぼ同時期 にクローナの外国為替市場は機能を停止し た。これを受け、中銀は必需品の輸入を確保 するため、為替・資本取引を包括的に規制し 外貨要請間に優先カテゴリーを設けるイン フォーマルなガイドラインを銀行に対して 発出した。この規制は 11 月半ばの IMF 融資 要請に当たって維持され、11 月下旬には経常 取引については自由化されたものの、外貨引 渡し義務を含む為替・資本取引規制としてフ ォーマルな規制化され、現在も流出規制は持 続している。為替・資本取引規制によりクロ ーナは、2008年10月、11月と大幅な減価の 後横ばいとなり安定した。BIS 報告銀行によるアイスランドの銀行向け融資・預金債権も、2008 年第二四半期のピーク後に急減したが、2009 年に入ってからは横ばいとなり、為替・資本取引規制が実効性を有したことが示されている。



事例の少なさから一般的な教訓を引出す のは慎重でなければならないが、次のような 示唆を引出しうる。

- (1) 非伝統的政策 (PSI、資本流出規制) は、為替レートの安定化、資本流出 の抑制に実効性を持ちうる
- (2) PSI(個別及び複数国対象)について は、国際的な協調行動の有無が重要 な要素であり、更に債権者銀行の母 国の監督当局の関与、説得の態様、 コミットの公開性・個別性等が民間 セクターの実効性ある参加に影響す るとみられる
- (3) これに対し、働きかけが債務国単独で自発的な協力要請という形で行われる場合、その効果は不確実であり、当初の自発的アプローチが不調と判明した段階でより強制性を強めた他のアプローチに移行することは現実的には困難である
- (4) 資本流出規制については、為替レートの安定化、資本流出の抑制については高い実効性を有した。その一方で規制の撤廃に相当な時間を要していく可能性があることに注意を要する。
- (5) 国際社会は非伝統的政策(PSI、資本流出規制)を実効性のある危機対応のtoolとして更に検討すべきである。これはOECD、EU、EEA等先進国の経済枠組みが定める資本移動の自由の原則と、危機への対応(あるいは予防)措置をどう調整するかという問題でもあり、今後の検討が待たれる。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

荒巻健二「欧州債務危機」東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻紀要『国際社会科学 2011』第 61 輯 2012 (查読無)

[学会発表](計4件)

Aramaki, Kenji "Capital Account Liberalization and control of its risk (tentative)" 2015 年 8 月 24 日 ~ 25 日 Workshop to be hosted by Boston University and the People's Bank of China, Beijing, China (招待講演)

Aramaki, Kenji "Quest for Unconventional Tools for the Effective Management and Resolution of International Financial Crises" 2015年6月10日 Seminar at the Department of Economics, School of Oriental and African Studies, University of London, London, UK

Aramaki, Kenji "Capital account liberalization: Japan's experience and its implications to China" 2014年2月13日 Workshop "Capital Account Liberalization in China: Learning Lessons" hosted by Boston University, Columbia University and Chinese Academy of Social Sciences at Boston University, Boston, US (招待講演)

Aramaki, Kenji "Risk of financial globalization: from the Asian crisis to the European Debt Crisis"2012年3月5日 Seminar at the Department of Economics, School of Oriental and African Studies, University of London, London, UK.

[図書](計2件)

Aramaki, Kenji "Capital Account Liberalization: Japan's Experience and Implications for China" in Kevin P. Gallagher Capital Account Liberalization in China: The Need for a Balanced Approach Boston University 2014 pp33-46

荒巻健二「中国の資本取引自由化 - 1980 年代以降の緩和プロセスとその特徴 - 」 (小川英治責任編集『中国資本市場の現状 と課題』 2013 年 資本市場研究会 pp91-134)

6. 研究組織

(1)研究代表者

荒巻 健二(ARAMAKI KENJI) 東京大学・大学院総合文化研究科・教授 研究者番号:90295056 (2)研究分担者 () 研究者番号: (3)連携研究者

研究者番号: